諮問庁:日本年金機構

諮問日:平成27年3月26日(平成27年(独個)諮問第13号)

答申日:平成28年10月24日(平成28年度(独個)答申第15号)

事件名:本人の来所記録等の利用不停止決定に関する件

# 答 申 書

# 第1 審査会の結論

「異議申立人に係る来所記録,年金相談手続受付票,年金相談事跡(開示文書1枚目から161枚目まで)」(以下「本件文書」という。)に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の利用停止請求につき,利用不停止とした決定は,妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)36条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の利用停止請求に対し、平成26年12月2日付け年機構発第47号により日本年金機構(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った利用不停止決定(以下「原処分」という。)について、事実でない部分、偏った部分が多数あり、不当に取得されたものであるので、利用の停止、提供の停止、消去を求めるというものである。

# 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

### (1) 異議申立書

(前略)

しかし、年金記録確認に関連のない来所記録などは鹿児島行政評価事務所に提供されていた。何故、そのような事をされたのか、理由、説明は提示されていない。

(中略)

保有個人情報訂正請求書(平成26年10月6日送付)に記載した少なくとも①~®の訂正請求があって、事実に基づいていないものを保有している。私は、機構に同日に保有個人情報訂正請求書を送付しているのでわかるはずである。

年金記録確認に関係のない来所記録などを何故, 鹿児島行政評価事務 所に提供したのですか?機構の行為が自ら,「適正」とするならば, 当 然最低でも、理由、説明が提示できたはずである。

(中略)

来所記録など(開示文書1枚目から161枚目まで)は、事実でない部分、偏った部分が多数あり、不当に取得されたものであるので、利用の停止、提供の停止、消去を求める。

利用の停止をしない事とした理由を明確かつ具体的に提示しなければならなかった。

(後略)

## (2) 意見書

異議申立人から、平成27年4月22日に意見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が異議申立人から提出されていることから、その内容は記載しない。)。

# 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経過

## (1) 利用停止請求(平成26年9月18日受付)

利用停止請求書に記載の内容について、開示した文書のどの部分について「個人情報の保有制限に違反して保有している」「目的外利用制限に違反して利用している」「目的外提供制限に違反して他の行政機関等に提供している」と考えているのか、その根拠とそれに基づき求める措置が具体的に不明であったため、平成26年9月29日付で補正の依頼をした。補正依頼に基づき、同年10月8日に補正された利用停止請求書を再受付した。しかし、補正が不十分であったため、どの部分についてそれぞれ利用の停止、消去、提供の停止をすべきなのか、根拠を示して具体的に記載するよう再度同月21日に補正の依頼をした。その後同月24日、異議申立人より根拠はないためそのまま進めてもらいたい旨の電話連絡を受け、返戻していた利用停止請求書を同月27日付で再々受付した。

# (2) 平成26年12月2日付処分

以下の理由により、利用停止しない旨の決定をする。

明確かつ具体的な主張及び根拠の提示がなく、当該利用停止請求に理由があると認められないため。

# (3) 異議申立て(平成27年1月8日受付)

事実に基づいていないものを保有しているので利用停止・消去・提供 停止を求める旨の異議申立てがなされた。

# 2 見解

利用停止請求の請求者は、開示を受けた保有個人情報が、「違法に取得され、あるいは当初の利用目的を超えて保有・利用している」または「違法な提供がなされている」と請求者が考える根拠と、それに基づき求める

措置を明らかにするものでなければならない

しかし、異議申立人は利用停止請求書においてその具体的な根拠および それぞれに対して求める措置を明確に示さない上、処分庁からの補正依頼 に対し、補正には応じないとして利用停止請求書を送り返してきている。 そのため、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認める とき」に該当しないと判断し、処分庁は利用停止しない旨の決定をしたも のであり、原処分は妥当と考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①平成27年3月26日 諮問の受理

②同日 諮問庁から理由説明書を収受

③同年4月22日 異議申立人から意見書を収受

④平成28年3月22日 異議申立人から資料を収受

⑤同年9月8日 審議

⑥同年10月20日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、処分庁が異議申立人に対し別途開示決定した「異議申立人に係る来所記録、年金相談手続受付票、年金相談事跡(開示文書 1 枚目から 1 6 1 枚目まで)」(本件文書)に記録された、本件対象保有個人情報の利用停止を求めるものである。

処分庁は、本件利用停止請求について、利用不停止とする決定(原処分) を行った。

異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

### 2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、法3条2項の規定に違反して保有されているとき、法5条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は法9条1項及び2項の規定に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。また、法36条1項2号は、法9条1項及び2項の規定に違反して提供されているときには、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「独立行政法人等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と

規定しているので、以下、各条文に則して検討する。

- 3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の性格、利用目的等について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
  - ア 本件文書のうち、異議申立人に係る来所記録については、異議申立人の年金相談窓口への問合せが他のお客様の年金相談にも支障を来たすほど、頻繁にかつ長時間行われ、また、長期間にわたって行われていたことから、異議申立人の主張や質問等を書き留めておき、行き違いがないようにするため、また、年金事務所の対応に疑義が生じた場合や担当者が変更になった場合に対応できるようにする目的で作成し、保有・利用している文書である。
  - イ 本件文書のうち、年金相談手続受付票については、お客様が年金事務所に来所された際に、年金相談において何を聞きたいのか等について、相談までの待ち時間の間に、お客様本人に記入してもらう文書であり、年金相談業務を円滑に実施する目的で取得し、保有しているものである。
  - ウ 本件文書のうち、年金相談事跡については、上記イの年金相談手続受付票の内容及び年金相談で回答した内容等を「お客様対応業務システム」に登録し、当該システムからプリントアウトした文書であり、これまでの年金相談の履歴等を年金事務所の窓口ですぐに確認できるようにし、年金相談業務を円滑に実施する目的で保有し、利用しているものである。
  - エ 上記のとおり、処分庁においては、本件対象保有個人情報を不正の 手段により入手しておらず、利用目的の達成に必要な範囲内で保有 しており、利用目的以外の目的のために利用又は提供を行っていな いことから、法3条2項、5条並びに9条1項及び2項に違反して いない。
- (2)保有の制限等(法3条2項)との関係
  - ア 法3条2項は、独立行政法人等は、同条1項の規定により特定され た利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しては ならないと規定している。
  - イ 当審査会において、諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、①来所記録は、異議申立人と鹿児島北年金事務所の担当者との面談や電話でのやり取りの記録、②年金相談手続受付票は、異議申立人が年金相談の際に自ら記載した文書、③年金相談事跡は、異議申立人の年金相談の結果等を記録した文書であると認められ、本件対象保有個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内

で保有しているとする上記(1)の諮問庁の説明に不自然,不合理な点は認められず,それを覆すべき事情も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報の保有がその利用目的の達成に 必要な範囲を超えているとはいえず、処分庁において、本件対象保 有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認めら れない。

## (3) 適正な取得(法5条)との関係

- ア 法 5 条は「独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」と規定している。
- イ 本件対象保有個人情報は、上記(2)イのとおり、異議申立人と鹿 児島北年金事務所の担当者との面談や電話でのやり取りの記録や異 議申立人が年金相談の際に自ら記載した文書等であると認められる ことから、不正の手段により入手していないとする上記(1)の諮 問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、それを覆すべき事 情も認められない。

したがって、処分庁において、本件対象保有個人情報を法 5 条の規 定に違反して、不正に取得しているとは認められない。

### (4)利用及び提供の制限(法9条1項及び2項)との関係

- ア 法9条1項は、「独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定している。さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる」と規定しており、同条2項3号において、「行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」と規定している。
- イ 本件対象保有個人情報は、上記(2)イのとおり、異議申立人と鹿 児島北年金事務所の担当者との面談や電話でのやり取りの記録や異 議申立人が年金相談の際に自ら記載した文書等であると認められる ことから、年金相談業務を円滑に実施する目的で利用しているとす る上記(1)の諮問庁の説明は是認できる。
- ウ 異議申立人は、保有個人情報利用停止請求書において、処分庁が、 来所記録を目的外提供制限に違反して、他の行政機関に提供してい ると主張しているため、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、 来所記録の他の行政機関等への提供状況等について確認させたとこ

- ろ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
- (ア) いわゆる年金記録問題に対処するために総務省に年金記録確認第 三者委員会(以下「第三者委員会」という。)が設置されていた当 時,異議申立人は,第三者委員会に対し,自身の年金記録について の確認申立てを行った。確認申立てについては,最寄りの年金事務 所において受け付けることとされていたため,鹿児島北年金事務所 において,異議申立人からの確認申立てを受け付けた。
- (イ)年金事務所において確認申立てを受け付けた後は、年金記録等を確認の上、必要書類を添付して、日本年金機構の事務センターを経由して第三者委員会が置かれた総務省の管区行政評価局、行政評価事務所等の行政相談課又は行政評価分室へ送付され、これらの確認申立ては、第三者委員会の調査審議に付されるものとするとされていた。
- (ウ) 異議申立人の来所記録については、第三者委員会における調査審議の参考資料とするため、鹿児島北年金事務所から鹿児島行政評価事務所に提供された。
- (エ)上記のとおり、異議申立人の来所記録については、他の行政機関へ提供されているが、法9条2項3号に該当することから、適法に 提供されているものである。
- 工 第三者委員会については、総務省組織令(平成12年6月7日政令第246号)に基づき、総務省本省に年金記録確認中央第三者委員会(以下「中央委員会」という。)が、管区行政評価局、行政評価事務所等に年金記録確認地方第三者委員会(以下「地方委員会」という。)が設置されていたことが確認できる。

また、総務省組織令に基づき、中央委員会は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)又は国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに当たっての基本方針その他年金記録に係る苦情のあっせんに関する重要事項を調査審議すること等とされ、地方委員会は、年金記録に係る苦情のあっせんに関する調査を行い、当該調査の結果及び基本方針に基づき、あっせん案を作成するとされていたことが確認できる。

オ 第三者委員会における調査審議の参考資料とするために異議申立人の来所記録を提供したとする上記ウの諮問庁の説明は首肯でき、異議申立人の来所記録が、年金相談業務を円滑に実施するという利用目的以外の目的のために他の行政機関である第三者委員会へ提供されていたとしても、第三者委員会の業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することにつ

いて相当な理由があったと認められることから、法9条2項3号に 該当するものと認められる。

- カ 以上のことから、処分庁において、本件対象保有個人情報を法9条 1項及び2項の規定に違反して利用し、又は提供しているとは認め られない。
- 4 異議申立人のその他の主張について 異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 5 本件利用不停止決定の妥当性について 以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不 停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認 めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

### (第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子